

# 宅地建物取引主任者証の切替交付について

本年6月25日に交付された宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号。以下「改正法」という。）において、「宅地建物取引主任者」が「宅地建物取引士」に改称されたところですが、改称されたことを理由として現に有する宅地建物取引主任者証を宅地建物取引士証へ切り替えること（以下「切替交付」という。）について、本年10月1日に公布された宅地建物取引業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第79号）において、宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「施行規則」という。）第14条の15第1項に再交付の理由として新たに「その他の事由」が規定され、切替交付を認めることとされました。

つきましては、切替交付の手続きについて下記のとおり取り扱うことといたします。

## 記

### 1. 切替交付について

現在所持している有効な宅地建物取引主任者証は、経過措置により改正法の施行日以降（平成27年4月1日以降）も有効な宅地建物取引士証とみなされますので、**切り替え手続きを必ず行う必要はありません。**ただし、**希望される場合は申請手続きを行うことにより切替交付が可能です。**

なお、改正法の施行日以降（平成27年4月1日以降）に「宅地建物取引主任者証」の更新手続きを行えば「宅地建物取引士証」が交付されます。

### 2. 切替交付に伴う手数料について

宅地建物取引主任者証の書換え及び再交付に係る手数料（4,500円）を徴収する。

### 3. 施行期日

平成27年4月1日

## 切替交付に関するQ&A

### Q. 取引士に変更されると、現在所持している主任者証は使えなくなりますか？

A. 現在お持ちの主任者証は、経過措置により改正法の施行日以降（平成27年4月1日以降）も有効な取引士証とみなされますので、主任者証に記載されている有効期限までは使用できます。また、改正法の施行日以降（平成27年4月1日以降）に主任者証の更新手続きを行った際には、新たに「宅地建物取引士証」が交付されますので、直ちに切り替え手続きを行う必要はありません。

### Q. 主任者証の更新時期はまだ先ですが、取引士証に切り替えることは可能ですか？

A. 切り替えを希望される場合は、平成27年4月1日以降に切替交付の申請手続きを行っていただければ可能です。

ただし、**手数料が4,500円必要となります。**

また、この場合において、有効期間は従前の主任者証と変わりありませんので留意してください。なお、県内居住の方は住所地を管轄する県土整備事務所（県土整備局）、県外居住の方は島根県土木部建築住宅課において申請手続きを行ってください。

#### 【提出書類】

1. 宅地建物取引士証再交付申請書（4,500円分の島根県収入証紙を貼付）
2. 写真1枚（3.0cm×2.4cm）
3. 宅地建物取引主任者証
4. 郵便切手392円分（県外居住者で土木部建築住宅課に郵送で申請される場合のみ）